

議案第68号

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、 <u>準中型自動車</u> 、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）及び普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）をいう。 (2)～(10) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに大型自動二輪車（側車付きのものに限る。）及び普通自動二輪車（側車付きのものに限る。）をいう。 (2)～(10) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。